

信託の相談を受けたら、最初の一冊に！



ここからはじめる！

相談者といっしょにページをめくる

民事信託の実務ガイド

税理士 宮田房枝 著

2023年8月刊 B5判 96頁 定価1,210円(本体1,100円) 978-4-8178-4901-4 商品番号:40919 略号:民ガイ

- 信託の基本から運用までをこの一冊でマスター！ 図表とチェックポイントを多数収録。
- 相続などの相談にきた人とページをめくりながら、信託について説明できる書籍。
- 信託の実行前・実行時・実行後に、検討・確認すべき事項が一覧でわかる。
- 遺言や任意後見など、他の制度との比較や併用についても解説。

図表 3-13 無償による他益信託の設定があった場合(税務上の考え方)

図表 3-14 信託の効力発生時の主な流通税

種類	税額等
印紙税	信託契約1通につき200円
登録免許税 (不動産の所有権の信託の登記)	固定資産税評価額×0.4% ※ 土地の場合、令和8年3月31日
不動産取得税	かからない

チェックポイント

- 税務上は実質で課税関係を判断するため、信託があった場合には、受益者が信託財産の所有者であるとなし課税関係を考えます。
- 自益信託(委託者=受益者)の場合には、信託財産について実質的な所有者が変わらないと考えて、流通税以外の課税関係は生じません。
- 他益信託(委託者≠受益者)の場合には、信託財産について実質的な所有者が委託者から受益者変わったものと考えて、次のような課税関係が生じます。

適正対価の授受がある場合
委託者から受益者へ、信託財産の譲渡があったものとして取り扱われます。

適正対価の授受がない場合
存命中に信託の効力が生じたときから受益者へ信託財産の贈与があったものとみなされ、受益者は贈与税の課税対象となります(図表3-13)。

委託者の死亡により信託の効力が生じたとき
委託者から受益者へ信託財産の遺贈があったものとみなされ、受益者は相続税の課税対象となります。

他益信託の場合において、受益者別に計算した信託財産の価額の合計額(相

民事信託実行までのフローチャート

民事信託実行までの流れがフローチャートでわかる

【主な収録内容】

第1章 はじめに

第2章 田中家のものがたり——認知症対策で信託をはじめ

第3章 信託とは——解説とチェックリスト

1 信託の基礎知識

委託者・受託者・受益者/自益信託と他益信託/信託行為・信託の方法・効力発生時期/信託の変更/信託の終了/残余財産の帰属者/受託者の義務・責任・信託財産責任負担債務/分別管理義務/帳簿等の作成等、報告及び保存の義務/受益者連続型信託/その他の登場人物/商事信託の検討

2 税務上の取扱い

効力発生時/信託期間中/終了時/受益権の評価/税務署への提出書類

第4章 専門家や当事者が押さえておくポイント

1 実行前

本当に信託の活用が最適なか/受託者の適性を見極める/信託の実行前にしておくべき対策がないか/受益者のための信託となっているか/固定資産税評価額が高い不動産を信託する場合/賃貸不動産を信託する場合/「受益者が存しない信託」とならないか/金融機関への事前説明

2 実行時

信託行為は公正証書で作成する/関係者へしっかり説明する

3 実行後

受託者がちゃんと義務を果たしているか/2~3年ごとの見直し

巻末資料 我が家の信託

詳細目次を
HPにて紹介しています
→



日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

ツイッターID: @nihonkajo
www.kajo.co.jp



〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

日本加除出版HP